

OGORI NEWS

➔ 拡充後の児童手当の申請期限は3月31日です

問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-6666



令和6年10月からの児童手当の拡充に伴い、申請がまだ済んでいない人は期限までに申請してください。受給者(父母のうち所得が高い方)が公務員の場合は勤務先へ、市外在住の場合はお住まいの市町村へ申請が必要です。

拡充後の申請が必要な人

以下に該当する人は、令和6年10月分から手当を受給できます。

- 高校生年代の子どものみ養育している
- 所得制限で手当を受給していなかった

申請期限 3月31日(月)必着

※期限を過ぎた場合は、申請した日の翌月分から支給されます

現在受給されている人は
再度申請する必要はありません。

現在「第3子以降加算」を受けていて、平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもがいる人

令和7年4月以降、引き続きその子どもを養育している場合は、「第3子以降加算」の算定の対象になります。現受給者で対象となる人には、2月下旬に案内を送付しています。

申請期限 4月16日(水)必着

養育の条件 以下の全てに該当する場合

- 子どもと同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または別居しているが定期的な連絡・面会などを行っている。
- 生活費(食費、家賃など)や学費などを負担している。

OGORI NEWS

➔ 令和7年度の土地・家屋などの価格を確認できます

問 税務課資産税係 ☎72-2111

令和7年1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧ができます。

縦覧制度

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、他の土地・家屋の価格と比較できる制度です。

期間 4月1日(火)～30日(水)

※土日祝日を除く

縦覧できる人

- 固定資産税の納税者
- 納税者と住民票上同一世帯の人
- 代理人
- 相続代表者を含む納税管理人

料金 無料

閲覧制度

納税義務者または借地・借家人などが「固定資産課税台帳」に記載された内容を確認できる制度です。

閲覧できる人

- 固定資産税の納税義務者
- 納税義務者と住民票上同一世帯の人
- 代理人
- 借地(家)権者・使用収益権者など

料金 縦覧期間は無料

※借地(家)権者・使用収益権者などは有料

借地・借家人が閲覧する場合は「賃貸借契約書」が必要です。

共通事項

持参物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理人の場合)

OGORI NEWS

➔ 東地区地域包括支援センターが変わります

☎長寿支援課地域包括支援係 ☎72-7551

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者やその家族からの相談の受付や、心身の状態に合わせた支援を行う、高齢者のための総合的な相談・サービスの拠点です。

4月1日から運営法人の変更に伴い、東地区(三国・立石小校区)の地域包括支援センターが移転します。

現在

小郡市東地区地域包括支援センター本間
三国が丘一丁目50-1
☎48-0561 ☎48-0562
相談時間：月～金曜／8時半～17時



4月から

小郡市東地区地域包括支援センターこが
(弥生園内)山隈273-8
☎65-5605 ☎65-5606
相談時間：月～金曜／8時半～17時



OGORI NEWS

➔ 不安を抱えている人は 1人で悩まず相談してください

☎福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111

3月は「自殺対策強化月間」です。「眠れない」「怒りやすくなった」「口数が減った」「食欲がない」「不安を感じる」「ひきこもりがち」といった不調や悩みを感じたら、相談してください。また、家族や友達に当てはまる人がいたら、相談窓口があることを伝えてください。

相談は、相談者やその家族のプライバシーに十分配慮し、秘密厳守で行っています。気軽にご相談ください。

こころの相談窓口

ふくおか自殺予防ホットライン	☎092-592-0783	年中無休／24時間
	☎0120-020-767	月～金曜／16時～翌朝9時、土日祝／24時間
福岡いのちの電話	☎092-741-4343	年中無休／24時間
24時間子供SOSダイヤル	☎0120-0-78310	年中無休／24時間
心の健康相談電話	☎092-582-7400	月～金曜／9時～12時、13時～16時
チャイルドライン(18歳まで)	☎0120-99-7777	年末年始を除く日／16時～21時
よりそいホットライン	☎0120-279-338	年中無休／24時間
きもち よりそうライン @ふくおかけん	LINEID @469xxbam 	月・木曜／16時～19時

OGORI NEWS

▶ 狂犬病の予防集団注射を行います

☎生活環境課環境係 ☎72-2111



狂犬病は、人や犬などの動物に感染し、発症するとほぼ確実に死亡してしまう恐ろしい病気です。そのため、飼い主には毎年1回の予防注射が義務付けられています。

以下のとおり集団注射を行いますので、飼い犬に予防注射を受けさせましょう（「注射済票」をお渡しします）。

期日	時間	会場
4月3日 (木)	09:45~10:05	希みが丘公民館
	10:15~10:30	美鈴が丘公民館
	10:45~11:00	三国が丘公民館
	11:15~11:35	ふれあい館三国
	13:30~13:45	たなばた地域運動広場
	14:00~14:15	福童公園
	14:30~14:45	ポピーの里あじさか館
	15:00~15:15	稲穂の里みはら館
4月4日 (金)	13:30~13:45	ひまわり館東野
	14:00~14:15	大原きぼうの森館
	14:30~14:45	緑の里くろつち会館
	15:00~15:15	松崎稻荷神社(三井高等学校前)
5月8日 (木)	14:30~14:55	人権のまちづくりふれあい公園 (マクドナルド小郡七夕通り店西)

案内はがきを持参してください

3月末までに、登録犬の飼い主へ案内はがきを送付します。はがき表面の問診票を記入し、接種会場に持参してください。



対象 生後91日以上の飼い犬 **料金** 【登録済みの犬】3,150円(注射のみ)
【未登録の犬】6,150円(登録料と注射料)

注意事項

- 首輪が抜けないように締めてリードを装着し、犬を抑止できる大人が連れてきてください。
- 犬の体調が悪い場合や妊娠中は注射を受けられません。
- 悪天候などにより中止する場合は、市ホームページ・SNSでお知らせします。

動物病院でも受けられます

次の動物病院でも予防注射を受けられます。案内はがきを持っている人は、持参してください。
※「注射済票」をお渡しします

病院名	住所	電話番号
小郡じっへる犬猫病院	小郡市小郡278-10	72-2553
きのした動物病院	小郡市三国が丘四丁目78	75-0990
藤野動物病院	小郡市祇園二丁目2-1	72-8170
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地蔵1897-1	0946-21-3281
ケントペットクリニック	久留米市宮ノ陣四丁目3-5	46-6600
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目11-4	092-926-8606
さんすい動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目1-1	092-926-8671
かねこ動物病院	筑紫野市美しが丘北四丁目1-4	092-926-9115

犬が高齢の場合や、体調に不安がある場合は、動物病院での接種をお勧めしています。



OGORI NEWS

➔ 創業にかかる費用を補助します(第1回公募)



申問 商工観光課商工観光係(南別館1階) ☎72-2111

市内で新たに創業する人に対し、創業の初期経費や貸室に係る家賃などを補助する「創業者支援補助金」の公募を行います。まずは商工観光課か小郡市商工会(☎72-4121)にお問い合わせください。

補助対象者 次の要件に全て該当する人

- ①次のいずれかに該当する新規創業前の人
 - 市内に本店を置く会社の設立を予定している
 - 個人事業主として市内に事業所を置くことを予定し、市内に住所を有する(予定を含む)
- ②創業事業計画に関して小郡市商工会の経営指導員から確認を受けた
- ③小郡市商工会などが実施する特定創業支援等事業を過去3か年度以内に修了した証明を受けた、または実績報告日までに修了し、証明を受ける予定
- ④福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種である
- ⑤市税及び国民健康保険税の滞納がない
- ⑥事業に必要な許認可を実績報告日までに受けることが確実である
- ⑦本業として3年以上継続して小郡市内で事業を行う
- ⑧同一事業に関して、国、県または他の補助金の交付を受けていない

対象経費

- 創業費(工事費・設備購入費・広告宣伝費など)
- 家賃(新規創業のために契約した事業所の賃料)

交付スケジュール

応募期間 4月1日(火)～4月30日(水)

審査会 5月中旬

決定 5月下旬

※交付決定前に事業着手はできません

応募方法 申請書と必要書類を窓口へ提出

※申請書は窓口・市ホームページから取得

補助金額

区分	補助率	上限額
創業費	補助対象経費の	30万円
家賃	2分の1以内	月額2万円(12か月以内)

商業地域(小郡駅周辺)で1年以上空きテナントの場合 上限額：月額3万円

OGORI NEWS

➔ 新しい地方創生総合戦略(案)の意見を募集します



申込フォーム

申問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☎73-4466 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp
〒838-0198 小郡市小郡255-1

市は、第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で最終年度を迎えるため、新たに今後5年間(令和7～11年度)の基本的方向や施策をまとめた「小郡市新しい地方創生総合戦略」を策定します。この総合戦略の策定に向けて、皆さんの意見を募集します。

対象 次のいずれかに該当する場合

- 市内に在住または通勤、通学している人
- 市内に事業所を有する法人、その他の団体

閲覧・意見用紙設置場所

市役所(総合案内、経営戦略課)・生涯学習センター・各コミュニティセンター・あすてらす・市ホームページ

提出方法 意見用紙を、窓口・郵送・ファクス・Eメールで提出、または申込フォームから送信

提出期限 3月16日(日)

提出された意見に対して、個別に回答はしません。意見の概要とそれに対する市の考え方を、個人情報に配慮したうえで、市ホームページに掲載します。また、提出された意見の返却はしません。